

第5回

越谷市下水道事業運営審議会会議録

令和2年11月20日

事務局：建設部下水道経営課

【会議録（概要）】

会議名	令和2年度 第5回越谷市下水道事業運営審議会	
開催日時	令和2年11月20日（金）午前9時55分～午前11時20分	
開催場所	越谷市役所第三庁舎5階 第7・8会議室	
件名／議題	<p>【第5回】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 傍聴者の確認及び報告 3. 会議録署名委員の指名 4. 議事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営戦略の策定について ・ 答申について 5. 質疑 6. 閉会 7. 事務連絡 	
出席委員 (11人)	浅野 要二 委員 白山 真一 委員 宮下 智之 委員 佐藤 勝 委員 中村 千代子 委員 南山 詔 委員	下田 正樹 委員 古屋 秀樹 委員 石崎 一宏 委員 豊田 尚之 委員 酒井 裕載 委員
欠席委員 (1人)	木村 信子 委員	
職員	建設部長 建設部副参事兼下水道経営課長 下水道事業課長 治水課長 下水道経営課副課長 下水道経営課主幹 下水道経営課技師 下水道経営課主事	小川 和彦 松尾 雄一 岩本 昌幸 湊谷 達也 山本 剛 小川 円香 下田 歩美 石川 大

審議内容等（要旨）

- 事務局 会議に先立ち、以下について了承を得た。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策としてマスク着用及び座席間隔を空けること、パーテーションを設置していること
 - ・ 木村委員が欠席されること
 - ・ 宮下委員が途中から出席されること
- 開会宣言
- 事務局より定数報告
- 事務局 委員は過半数以上が出席のため、越谷市下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により会議は成立している。
また、議事録作成の為、録音等が行われる旨の説明を行った。
- 議長の決定
- 事務局 越谷市下水道事業運営審議会条例第5条第3項の規程により会長が議長に就任した。
- 会長より審議会の公開に関する説明
- ◆会長 当審議会は、越谷市下水道事業運営審議会の公開に関する取扱要綱に基づき原則公開を進める旨の説明を行った。
- 傍聴者の確認及び報告
- ◆会長 傍聴については、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」に基づきホームページで募集をかけたが、希望者は0名だったことが報告された。
- 会議録署名委員の指名
- ◆会長 審議会運営規程第4条第2項に定められている、会議録署名委員の指名を行い、酒井委員、南山委員が指名された。
- 議事の上程
- ◆会長 本日の議事は「経営戦略の策定」及び「答申」についてとなります。本日は最終回ですので、重要な事項がありましたら、方向性を決めて

最終的には会長に一任させて頂ければと考えていますが、忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。それでは、経営戦略の策定について事務局より説明をお願いします。

事務局 配布資料の確認後、資料に基づき経営戦略（素案）の策定について、前回の審議会の内容を踏まえて以下の通り修正した箇所の、説明を行った。

（P2）目次において、「経営戦略の概念図」を設け、各章の位置づけを示し、第4章が経営戦略の中心となることが分かるよう修正した。

（P35・41）収支見通しについて、支出額の相違を修正するとともに、試算を精査し修正した。

（P41・46・47）前回の審議会において、下水道使用料の料金体系に関する審議がまとまったことを踏まえ、数値を修正した。

その他、資料全体として、文中の西暦表記や表の見出し、フォントや改行等について統一の表記に修正した。

前回の審議会後、10月14日から11月12日の30日間、市のホームページ等でパブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見を募集したところ、越谷市下水道事業経営戦略（素案）に対する意見は無かった旨の説明を行った。

◆会長 ○質疑応答

経営戦略（素案）について説明ありましたが、お気づきの点がありましたら、お願いします。

○委員 （P5）について、丸括弧で囲っている箇所があるが、これは不要ではないか。

事務局 ご指摘の通りである。委員の皆様のご理解があれば、丸括弧を取る形で、修正させて頂きたい。

- ◆会長 | それでは、丸括弧を取る形で対応して頂きたい。
他に、ご意見がなければ、経営戦略（素案）について、これでご了承を得たということにさせて頂きたいが、いかがでしょうか。
- 委員 | 承知した。
- ◆会長 | 引き続きまして、答申案について、事務局よりご説明をお願いします。
- 事務局 | 資料に基づき答申案について、以下の通り説明を行った。
7月6日付けの市長からの諮問である、「1. 越谷市下水道事業経営戦略の策定について」、「2. 下水道使用料の料金体系について」の2点であるが、それぞれ、今回までご審議いただいた内容を踏まえ、「答申案」としてまとめている。
- (P1) 「はじめに」
今回の審議全般について記載している。
- (P2) 「越谷市下水道事業経営戦略」について
第1回と第2回の審議会の内容である越谷市下水道事業の現状とその運営状況について記載し、続いて第3回と第4回の審議会でご審議いただいた結果を記載している。
- (P3) 「下水道使用料の料金体系について」
第3回と第4回の審議会においてご審議いただいた結果となり、内容については、越谷市の下水道事業の財政状況を記載し、続いて料金体系の見直しを行う必要性について、最後に今回の料金体系の見直しで考慮した内容について記載している。
- (P4) 「別表1」
前回の審議会でもまとめた料金体系を掲載している。
- (P5) 「改定の概要」
改定の概要を記載している。
- (P6) 「付帯意見」

それぞれの諮問事項について、付帯意見の内容を記載している。

(P7)「越谷市下水道事業運営審議会委員名簿」
ご審議頂いた委員の皆様の名簿を掲載している。

◆会長 それでは、只今、ご説明頂いた内容に対して、コメントやお気づきの点について議論を進めたいと思いますが、事前に委員の方からご意見を頂いておりますので、それについてご説明頂いたのちに、他の皆様にもご意見を頂きたいと思います。

○委員 (P1)「はじめに」
今回、料金の値上げがポイントかと思うが、市民感情からすれば抵抗があると思われるので、そこを和らげた表現の方が良いのではないか。これまでの審議の中で、色々な観点から考慮した結果ということを訴えたい。具体的には、15行目について、「市民生活を最大限に配慮し」等、前回までの料金改定に市民生活を考慮した判断があった旨を加筆するのはどうか。

また、19行目について、経営戦略の策定は、越谷市だけではなく全国的なものであることもPRしたらどうか。

(P3)「下水道使用料の料金体系について」

16行目について、下水道料金がいくらであれば適当なのかについて判断する際に、他市の料金を調べて頂いた結果が料金体系に反映されているということも、盛り込んで頂きたい。

○委員 (P2)「越谷市下水道事業経営戦略」の策定について」
4行目の文章について、途中で文章を区切ると、分かりやすいのではないか。

◆会長 皆様からご意見を頂いた後に、事務局からご意見を頂戴できればと思います。

○委員 (P3)「下水道使用料の料金体系について」
14行目の文章について、一般市民の方が理解できる記載か疑問である。地方公営企業法を一部適用し会計方式が変更になったことが、どうして使用料を見直すことにつながるのか、分からないのではな

いか。もう少し説明が必要ではないか。

(P4)「別表 1」・(P5)「改定の概要」

「改定の概要」6行目の記載と「別表 1」の表記では、料金体系が理解しにくいのではないかと。経営戦略(素案)(P9)の現在の使用料体系の方が分かりやすいのではないかと。

(P4)「別表 1」

「使用料(1月につき・税抜き)」の表現を変えた方が良いのではないかと。具体的には、「1月につき」は「1月あたり」になるのではないかと。

(P5)「改定の概要」

5行目について、公衆浴場用の料金体系において、「現行体系の料金体系を維持する」と記載しているが、「現行の料金体系を維持する」等、表現を変えた方が良いのではないかと。

(P6)「付帯意見」

9行目について、下水道使用料の料金体系についての箇所、「採用した料金体系の適用時期については、行政において判断されたい」と記載しているが、市民が料金体系の値上げに了解したことが前提にあることを説明したほうが良いのではないかと。

また、11行目について、「計画以上の災害やリスクに対応できるよう」と記載しているが、計画以上の想定外の災害や不確実なリスクに備える必要があるという意味だと思うが、計画以上の災害やリスクという表現に違和感がある。

(P2)「「越谷市下水道事業経営戦略」について」

「さらには」をひらがなで記載しているが、公用文では漢字表記とするはずなので、併せてご確認いただきたい。

◆会長

それでは、ご意見が数か所出てきましたので、事務局からご見解等をお願いできますでしょうか。

事務局

(P2)「「越谷市下水道事業経営戦略」について」

・「さらには」については、漢字表記に修正する。

・4行目の文章については、委員の皆様のご了解を得られれば、ご指摘の通り文章を区切る形で修正する。

(P3)「下水道使用料の料金体系について」

14行目の文章については、伝わりやすい内容となる様、再度検討する。今回が最終の審議会となる為、修正をしたものについては、ご報告する形になることをご了承頂きたい。

(P4)「別表1」

「使用料（1月につき・税抜き）」のカッコ内については、ご指摘の通り修正する。

(P4)「別表1」・(P5)「改定の概要」

1つの案として、経営戦略（素案）P9の現在の料金体系の表に基づき、新旧の料金体系を併記する形が考えられる。

(P5)「改定の概要」

5行目、料金体系の最後の行において、「現行体系の料金体系を維持する」と記載している箇所については、ご指摘の通り修正する。

(P6)「付帯意見」

9行目「採用した料金体系の適用時期については、行政において判断されたい」と記載している箇所に、「市民の皆様のご了解を得た上で」等の表記を加えることについては、お預かりして検討する。

また、11行目「計画以上の災害やリスクに対応できるよう」と記載している箇所については、他の表現について検討させて頂きたい。

○委員

経営戦略（素案）（P9）の現在の使用料体系について、基本料金は使用水量に関わらず一律だが、基本料金を超えると、1,050円の単価ではないように見える為、答申案（P4）の別表1を修正するのではなく、（P5）「改定の概要」の一般用料金の説明を加えるべきではないか。

事務局

料金体系について、どのような方法が正確に伝わるかについて、様々な意見を頂いているが、どちらについても考えられる為、ご意見を頂きたい。

- 委員 先ほど経営戦略（素案）P9の現在の使用料体系の方が分かりやすいと申し上げたが、前の委員の意見から、やはり（P4）「別表1」の方が分かりやすく、むしろ、（P5）「改定の概要」の一般料金の説明を修正した方が良いと感じた。
- ◆会長 基本的な仕組みは同じかと思われるので、どのように表現したら伝わりやすいかについて、事務局の方で検討して頂き、後日、委員の皆様へ報告という形で、会長預りとさせて頂きたい。
- 委員 （P1）「はじめに」・（P3）「下水道使用料の料金体系について」
（P1）「はじめに」の17行目について、「汚水事業費に係る費用」とあるが、（P3）「下水道使用料の料金体系について」の4行目においては、「汚水処理費に対する」とあり、事業費と処理費の表現を統一した方が良いのではないか。
- （P3）「下水道使用料の料金体系について」
16行目について、従量料金という言葉を使用しており、他では使用していないため、表現を統一した方が良いのではないか。
- （P5）「改定の概要」
5行目について、料金体系の記載で、「公衆浴場用については従量制」と記載されているが、これまで公衆浴場用の従量制についての説明がないのではないか。
- （P3）「下水道使用料の料金体系について」
14行目の文章について、会計方式が変わったから使用料を見直す必要がでてきたのか。表現が分かりづらいのではないか。
- 事務局 （P1）「はじめに」・（P3）「下水道使用料の料金体系について」
使用料で賄うべき費用に関する表記は、汚水処理費が適切と考えられる為、了解頂ければ汚水処理費として統一する。
- （P3）「下水道使用料の料金体系について」
従量料金の表記については、他の資料では、超過料金として表記している為、了解を頂ければ超過料金に修正する。

(P5) 「改定の概要」

料金体系の記載で、「公衆浴場用については従量制」と記載しているが、1つの案として、従量制という言葉を使わない表現に修正する方法が考えられるが、ご意見頂きたい。

(P3) 「下水道使用料の料金体系について」

14行目の文章の表現については、お預かりして検討させて頂きたい。

○委員

(P6) 「付帯意見」

「計画以上の災害やリスク」という表現について、「計画以上」という表記自体をなくすか「今後起こりうる災害やリスク」という表現に改めてはどうか。想定以上などという言葉は使用しない方が良いのではないか。

事務局

「計画以上の災害やリスク」の表現について、様々なご意見を頂いた為、こちらについても、どのような表現が適切か検討させて頂く。

○委員

今回の答申案は、全体で見ると料金の値上げであるが、一部の方にとっては値下げになる為、この値下げになることについて、項目立てをして、きちんと説明した方が良いのではないか。具体的には、(P3) 「下水道使用料の料金体系について」の16行目の記載を丁寧にするのが良いのではないか。

事務局

今後、実際の料金改定を行うにあたり、使用者の皆様にご丁寧に説明をさせて頂きながら取り組んでいく考えであるが、答申書の中で値下げと値上げについて項目立てをし、表現ができるかについては再度検討させて頂きたい。

○委員

(P3) 「下水道使用料の料金体系について」全体の、料金の値上げの文脈の中に、16行目の値下げに関する記載があり、分かりづらい為、ご配慮頂きたい。

○委員

市長に宛てた答申書が、一般市民にどのように示されるのか

- 事務局 答申書は、越谷市の HP でも公表する。また、今後の取り扱いについては、下水道事業運営や料金体系の見直しにおいて、答申書の内容を最大限に尊重して運用していく。
- ◆会長 料金体系は議会で合議するのか。
- 事務局 料金改定は下水道条例の改正に当たる為、条例改正案を議会にお諮りして審議頂く必要がある。
- 委員 答申案については、一般市民に分かりやすい表現をお願いしたい。
- ◆会長 ご意見をもとに、答申案を精査させて頂きたい。
- 委員 (P3)「下水道使用料の料金体系について」
6 行目について、経営改善だけではなく、将来の下水道の維持と災害に強いという項目も併せて今回の料金体系の必要性を説明するのが良いのではないか。
- (P5)「改定の概要」
一般用料金について、「現行基本料金 10 m³まで「1,050 円」を 6 m³までを「800 円」とし」という表現があるが、まず基本料金について、「「1,050 円」から「800 円」に引き下げ、使用料の区分の見直しを行った」とし、その後に超過料金の説明をした方が良いのではないか。
- ◆会長 表記の方法については、委員の皆様の意見を踏まえて精査させて頂きたい。
- 委員 (P6)「付帯意見」
今回の審議会の背景として、汚水処理費を使用料で賄っておらず、一般財源を投入している現状と、人口の減少に伴い使用水量が増えないこと、また、水洗化率も他の自治体と比較して高い。これらのことから使用料金が増える余地はないため、料金の単価を上げないとうとうにもならないということがある。その為、9 行目において、「適用は行政において判断」とされているが、今回採用した料金体系については、行政判断の中でも速やかに適用して頂きたい。新型コロナウイルスの影響がある中で忍びないが、早めに料金体系を適用して頂

かないと、将来の世代に負担を強いることや、事業の後ろ倒しに繋がるのではないか。

◆会長 前回の料金改定時において、適用時期はどのようなタイミングだったのか。

事務局 前回の答申時期は、今回と概ね同様であり、その後同じ年度の3月の定例会で条例改正をお諮りし、周知期間を経て、7月から改正を行った。

事務局 料金の改正について、市議会議員の皆様にも11月に中間報告を行っている。また、市長・副市長においても、審議会で審議頂いた状況を踏まえ議会に上程すべきと考えている。施行時期については、前回と同様に7月になるか、コロナ禍の関係を踏まえ、時期を変更するかについては、お任せいただきたい。

◆会長 他に意見、質問等がなければ、これで審議を終了する。
修正事項等は、責任を持って私と事務局で真摯に対応させて頂き、原案を委員の皆様へ報告し、答申を行うということよろしいか。

事務局 承知した。

◆会長 それでは、答申案については、該当部分について修正するという条件の下、了承したということよろしいか。

○委員 承知した。

○閉会

○部長あいさつ

○会長あいさつ

○副委員長あいさつ

○事務連絡

答申書につきましては、後日、古屋会長及び石崎副会長から、市長へお渡しして頂く予定。最終的な答申書については、後日、委員の皆様へ郵送する。

以上、会議録について記載してある内容に相違無いことを確認し、ここに署名する。

令和2年 12月 2日

越谷市下水道事業運営審議会

署名 委員 酒井 裕載
署名 委員 南山 詔 